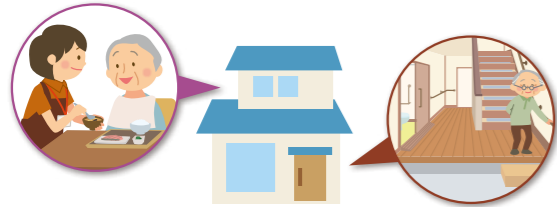


# 介護サービスの種類と費用

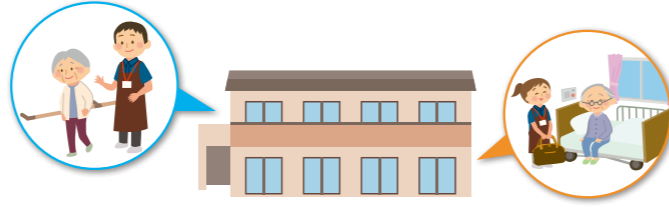
介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある松阪市にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

## 介護保険サービスの種類

**自宅を訪問してもらう**  
▶P.14～16



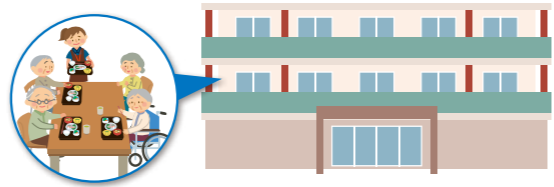
**施設に通って利用する**  
▶P.17・18



**生活する環境を整える**  
▶P.24・25

**短期間施設に泊まる**  
▶P.19

**通いを中心とした複合的なサービス**  
▶P.20



**自宅から移り住んで利用する**  
▶P.20・21

**介護保険施設に移り住む**  
▶P.22

### マーク、自己負担のめやす等について

- 要介護1～5** 要介護1～5の方が介護保険を使って利用できるサービス
- 要支援1・2** 要支援1・2の方が介護保険を使って利用できるサービス
- 事業対象者** 介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)が利用できるサービス

※要介護3～5の方向けのサービスや要支援2の方向けのサービスなどは数字の違いで表現しています。

**地域密着型サービス** 原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できる介護保険サービス。サービスの種類などは市区町村によって異なります。

- 自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。(負担割合については、P.34参照)
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。

【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



ケアプランを作成する

## 介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

**要介護1～5** きょたくかいごしえん  
**居宅介護支援**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



**要支援1・2** かいごよぼうしえん  
**介護予防支援**

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

※(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

## ケアプランの作成例

【要介護3/Aさんの場合】

状態・要望  
 ・夫は入院中のため、現在はひとり暮らし  
 ・脳梗塞で倒れ、退院して間もない  
 ・歩行が不安定  
 ・足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
早朝	6:00						
	8:00						
午前	10:00	訪問介護			訪問介護		訪問
	12:00	リハビリ	11:00	リハビリ	11:00		リハビリ
	14:00	通所	12:00	通所	12:00		通所
	16:00	リハビリ		リハビリ			リハビリ
午後	10:00	生活援助		生活援助			生活援助
	16:30	・調理		・調理			・調理
	18:00	・掃除		・掃除			・掃除
	20:00	・洗濯		・洗濯			・洗濯
夜間	22:00						
深夜	0:00						
	2:00						
	4:00						

週単位以外のサービス | 福祉用具貸与で特殊寝台を借りる

### 納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。